

前橋地方裁判所委員会（第21回）議事概要

1 日時 平成24年2月3日（金）午後1時30分～午後3時30分

2 場所 前橋地方裁判所大会議室

3 出席者（委員・五十音順，敬称略）

（委員）

新井啓允，内山充，梅澤徹，小川恵子，神谷保夫，鈴木克昌（説明者），中井國緒（説明者），中村京子，西口元，半田靖史（説明者），三好幹夫（委員長）

（庶務等）

前橋地方裁判所事務局長宇留川千秋，民事首席書記官猪浦隆之，刑事首席書記官久川三紀夫，事務局次長沓水一隆，総務課長川上康，総務課課長補佐吉沢正裕，総務課庶務係長黛貴信

4 議事

意見交換等（テーマ「裁判員制度」）

5 議事経過

- 意見交換に先立ち，裁判員制度について群馬弁護士会の鈴木克昌委員，前橋地方検察庁の中井國緒委員及び前橋地方裁判所の半田靖史委員から，裁判員制度について説明があった。

（委員長）

本日は「裁判員制度」をテーマとして意見交換をするが，鈴木委員，中井委員及び半田委員の説明を踏まえて，質問や意見があればお出しいただきたい。

（委員）

裁判員制度開始後3年後に制度の見直しをすることになっていると記憶しているが，それに向けて，例えば性犯罪を対象事件から外すかとか，実際の話は進んでいるのか。

（説明者）

3年後の見直しは法律に規定されている。どのような点を見直しの対象とするか意見を聞かれることはあるが，具体的にどのように意見集約していくのか現段階ではわからない。

（委員長）

法務省の検討会で議論している。最高裁に設置された有識者懇談会でも議論されている。しかし，具体的なことは明確にはなっていない。

（委員）

裁判員経験者に対するアンケート結果が，平成21年から平成22年，平成23年とわかりやすかったという数値が下がっているが，どうしてか。一般市民の感覚だと，制度開始の当初は大変だが，実施していくにつれてこういう数値はだんだん上がっていくのではないかと思う。

（説明者）

弁護士のわかりやすさが下がった点は，重く受け止めたい。原因ははっきりとはわからない。ただ，経験の蓄積ができていないことが原因の一つだと思う。群馬弁護士会の弁護士数と，これまでの群馬県内の裁判員裁判の数を単純に比べると，一人の弁護士がこれまでに1件経験したかどうかという数になってしまう。つまり，件数が少ないということ。

また、弁護士会の中で情報の共有をしたいと思っているが、実際は、裁判員裁判を直接経験しないと技術に結びつかないという点も考えられる。さらに、群馬弁護士会は若手の弁護士の絶対数が多く、確率でいえば、経験の浅い弁護士が裁判員裁判を多く担当してきたという点も考えられる。

(説明者)

平成21年5月21日以降に起訴された対象事件が裁判員裁判で審理されることになり、対象事件は、起訴後、公判前整理手続を経て公判期日が決まるのだが、当初、争いがなく、比較的事案が単純な事案から公判前整理手続が終わり公判期日が指定された。そのため、平成21年はわかりやすさが高かったのかもしれない。

その後、事案が複雑で、証拠書類が多く、証人尋問も多く行われる事件の公判期日も始まり、そのような事件は争点が多く、話も長くなり、わかりにくくなる。検察としては、そういった意味で平成21年と平成23年のアンケート結果を単純に比較することはできないと考える。この二、三年の数字を見て、毎年低落傾向にあるから原因を分析して反省改善するというのは少し早いかもしれない。

ただ、それを考慮に入れた上でわかりやすさが落ちているとすれば、当事者の努力が足りないということになる。引き続き、できるだけコンパクトな証拠を作り、わかりやすい聞き方をするなどの尋問技術を身に付ける必要があると感じている。

(委員長)

アンケート結果を深刻に受け止め、今後もわかりやすい審理をしていくことが必要である。

(委員)

審理日数が短縮された点で関係者の努力は理解できる。前橋地裁では審理に10日間かかった事件が2件あるが、一般国民は審理日数が多いと裁判員として参加するには不都合である。該当の事件は否認案件だったのだろうか。

(説明者)

1件は殺人事件で、複数の実行犯との共謀の有無が争点になった事案で、1件は同じく殺人事件で、殺意の有無が争点になった事案であると記憶している。

(委員長)

全国的には100日を超える事件も出てきている。質問手続で、その日程の裁判に参加するのは事実上無理である旨を言うただけならば、辞退について弾力的な運用をしている。

(説明者)

前橋地裁では、これまで、呼び出したうちの80～85パーセントの裁判員候補者が、実際裁判所に足を運んでくれている。

(説明者)

10日間審理があると、その日程を裁判のために全部空けるのは無理で、辞退の申出をしてしまうという現実的な制約がある。結果的に、忙しいとは思いますが、断りきれない主婦のような人が多く裁判員に選任されてしまうということになってしまっておそれはある。

(委員)

審理日数が三、四日の事件が80パーセントを超えているが、罪状によってはしっかり

審理してほしい。被害者の立場に立てば、簡単に審理されては困り、納得した審理をしてもらいたいという考えもあると思う。

また、アンケート結果で、裁判員になってよかったという数値が高いが、裁判員を経験した人達の効果をもっと周知した方がよい。一般国民にはそれを知る機会がないと感じる。
(委員長)

裁判員裁判終了後に、裁判員をした人が記者会見をしているが、メディアにはなかなか報道してもらえない。

また、先日、裁判所において、裁判員経験者の意見交換会を行いメディアに公開した。そういった機会を通じて裁判員裁判に参加していただいたことの意義を伝えていきたい。
(委員)

法曹三者は、素人にもわかりやすく、それでいてきちんとした審理をしなければならない。また、無理のない審理の進行の速さも考慮する必要がある。

一般国民が人を裁くということは苦しい、重いものだと思う。この制度により、国民の刑事裁判に対する理解が進んで、司法に対する信頼は高まっていると感じる。

一方、裁判官だけの裁判と比べ、裁判員裁判でも被告人の権利は守られているのかという疑問もある。

(説明者)

裁判員裁判では、裁判官だけの裁判と比べ、被害者と加害者の行きずりの犯行に対して量刑は重くなっており、反面、やむにやまれぬと思われる犯行に対しては、非常に軽くなっているという印象である。裁判官裁判は人が一人死んだらこうだという基準があり、そこから様々な要素で修正して結論を出していたように感じるが、それに対し、裁判員裁判では、事情に思い入れ、同情できるかというのが重要であると感じる。そのような判断になるのは制度の必然であると思う。弁護人としては、被告人の反省や心情を裁判員に伝えることが重要になっていると感じる。

(説明者)

裁判員制度の立法趣旨は、司法の基盤を強くする点にある。国民の理解に反した違法な行為、つまり、通り魔的な犯罪や性犯罪については、国民は、自分や自分の子が被害に遭う可能性を敏感に感じる。そのような、自分たちの生活圏を脅かされるという体感、治安に関する事件については量刑が重くなる傾向にあり、一方、介護疲れによる殺人事件等には少子高齢化の問題や、家族間介護の負担が大きいという問題があるため、量刑が軽くなる傾向にある。国民のいわゆる市民感覚が反映されており、裁判員制度の立法趣旨に適っていると思う。

(説明者)

量刑を決めるに当たって必要な証拠資料は、裁判官裁判と比べて制約されているというわけではなく、裁判員裁判でも必要な資料は出されている。裁判員裁判に提出される資料はエッセンスの場合はあるが、結論を出すに当たって変わりはない。

(説明者)

裁判官裁判では、1回の期日は午前中又は午後の半日程度しかなく、期日と期日の間が1箇月程度開くことが多かった。裁判員裁判は凝縮されているだけで、実質的な審理に掛ける時間は従前の裁判とそんなにないという見方もできる。

(委員)

裁判員裁判を行うコストは随分と掛かっているのではないか。

(説明者)

確かに、裁判員候補者の呼出しにかかる費用、候補者、裁判員の旅費日当等実際のコストは掛かっているが、社会全体の秩序治安維持ということを考えると、社会に対する有意義なコストであると考えられる。

(委員長)

制度として、裁判官だけで刑事裁判を審理するというのは、いわゆる先進国の中では日本だけだった。コストが掛かってもやるしかないといった考えである。

(委員長)

今後、いただいた貴重なご意見を参考にして制度を運営していきたいと思う。

6 次回テーマ及び期日

(委員長)

次回の地裁委員会のテーマは「労働審判制度」及び「裁判員裁判」を取り上げることとし、期日は、6月～7月を予定し、追って連絡することとしたい。

以 上